

第五次千葉県障害者計画案の構成（案）

1. 計画の構成と内容等（案）

第五次障害者計画の全体の構成は、県民に計画が目指す方向性をわかりやすく伝えるため、簡易な構成と平易な記述、適当な分量とし、内容については、現状・課題の明確化により重点化した施策の方向性と指標の設定を行うなど、より編集上の工夫を図りながら計画づくりを行いたい。

《提案内容》

計画は 3 部構成及び別冊の「県民の声」とする。第 1 部を総論として、第 2 部を従来の施策目的や分野に沿った施策・事業集とし、第 3 部は、障害福祉計画関係とする。また、別冊にて計画策定の過程における「県民からの声」をとりまとめて紹介する。

◇計画冒頭での県民へのメッセージ

第 1 部では、「障害者計画の目指すもの」として、策定にあたる基本理念や計画の特徴を盛り込むとともに、障害のある人とそれを取り巻く状況と課題を整理したい。

◇主要な施策等を障害者からの視点を重視する

第 2 部では、施策分野の体系ごとに目標値等の指標を定め、その目標達成にむけた施策・事業を構成していくこととする。構成にあたっては、障害のある人からの視点も取り入れるなど、工夫を図ることとしたい。

また、第 2 部の施策分野の柱としては、主要な施策（県総合計画 7 本の柱①入所施設から地域生活への移行の推進、②精神障害のある人の地域生活への移行の推進、③障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、④障害のある子どもの療育支援体制の充実、⑤障害のある人の相談支援体制の充実、⑥障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、⑦障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、と⑧その他の施策、とし検討を進めるが、一通り検討が終わった段階で、より特徴が出やすい構成等を再検討することとしたい。

◇障害者計画と障害福祉計画の構成上の整合性

第 3 部では、障害福祉計画とし、全県的な障害福祉サービスと相談支援の提供見込量が主な内容となる。この部分は市町村で見込んだ提供量の積み上げであり、独立させて構成することとしたい。

なお、今後、国から障害福祉計画策定に係る指針が示される予定であり、その中で示される数値目標等については、第 2 部において、現状・課題からその目標達成に向けた施策の方向性の検討と併せて、その具体的な内容を検討したい。

(参考) 施策検討の柱

(国の第3次障害者基本計画と第五次計画主要施策等のイメージ)

